

発議第 3 号

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 27 年 3 月 23 日

廿日市市議会議長 有 田 一 彦 様

提出者	廿日市市議会議員	広 畑 裕一郎
賛成者	〃	井 上 佐智子
〃	〃	枇杷木 正 伸
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	荻 村 文 規
〃	〃	山 本 和 臣
〃	〃	藤 田 俊 雄
〃	〃	佐々木 雄 三
〃	〃	高 橋 みさ子

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関、教育機関等をはじめ、広く国民に周知を図ること。
2. 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	宛
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	宛
文部科学大臣	下	村	博	文	宛

発議第4号

CLT（直交集成板）の普及促進による林業・木材産業の活性化を
求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

平成27年3月23日

廿日市市議会議長 有田 一彦 様

提出者	廿日市市議会議員	広 畑 裕一郎
賛成者	〃	井 上 佐智子
〃	〃	枇杷木 正 伸
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	荻 村 文 規
〃	〃	山 本 和 臣
〃	〃	藤 田 俊 雄
〃	〃	佐々木 雄 三
〃	〃	高 橋 みさ子

CLT（直交集成板）の普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書（案）

昭和30年代に9割であった木材自給率は、現在約3割まで落ち込んでいます。こうした中、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を活用して林業・木材産業の活性化を図るため、政府は、森林・林業基本計画の中で、2020年までに木材自給率5割をめざすことを掲げています。

そのためには、新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進、木材製品の輸出拡大などによる新たな需要を創出することが求められます。

このような中で、近年、中高層建築物の木造化の可能性を大きく開拓することが期待される、CLTといった新たな木材製品・技術の普及に対する期待が高まっています。

CLTは、「ひき板（のこぎりで切り出した板）」を繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した厚い大判のパネルのことで、強度、断熱性、耐火性に優れているほか、コンクリートに比べて軽く組み立ても容易なため、欧米を中心に、中・大規模の集合住宅や商業施設などで幅広く使われ、急速に普及が進んでいます。我が国で一般的な構造部材として普及が進めば、新たな木材需要が喚起される可能性があり、林業・木材産業をはじめ山村地域の振興につながります。

よって、政府においてはCLT普及に向けた以下の措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 現在、CLTは建築基準が整備されていないため、国土交通大臣の個別認定といった例外を除いて一般的な構造部材としての使用ができないことから、CLTの基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めること。
2. CLTに関する技術研究をさらに進めるとともに、実証的建築を通じた技術やノウハウの蓄積による日本の風土や気候に合った設計・施工技術の確立及びCLT建築に関する技術者の養成を図ること。

3. CLTに国産材を利用することを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	宛
農林水産大臣	林		芳	正	宛
国土交通大臣	太	田	昭	宏	宛

発議第5号

国による子ども医療費助成制度の創設を求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成27年3月23日

廿日市市議会議長 有田 一彦 様

提出者 廿日市市議会議員 広 畑 裕一郎

賛成者 " 井 上 佐智子

 " " 枇杷木 正 伸

 " " 大 崎 勇 一

 " " 荻 村 文 規

 " " 山 本 和 臣

 " " 藤 田 俊 雄

 " " 佐々木 雄 三

 " " 高 橋 みさ子

国による子ども医療費助成制度の創設を求める意見書（案）

子ども医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの都道府県・市町村で実施され、子どもの健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしているが、この助成制度については、地方自治体の長の考え方や、財政力の差によって、自治体間のサービス内容に格差が生じている現状にある。

子どもは、どこで生まれ住んだとしても、ひとしく大切に育てなければならない。このため、このような地方自治体の施策を充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現が求められる。本来、子どもの医療費に対する助成制度は、社会保障政策の一環として位置付けられるべきものであることから、国の責任において、全国的に統一した基準で、子どもたちに適切に医療が提供される制度を確立することが必要である。

国におかれては、自治体間の格差を是正し、子育て支援、少子化対策をさらに強化できるよう、義務教育終了時までの子どもに対する地方自治体の医療費助成の安定運営や拡充に向け、次のとおり要請する。

記

1. 子ども医療費助成制度の創設とそれに必要な財政措置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣 安倍 晋 三 宛
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 宛